

家庭裁判所で年金分割のための手続をとられた方へ

～年金分割の請求手続について～

家庭裁判所の調停，審判又は人事訴訟の手続により年金分割の割合（請求すべき按分割割合）が定められた場合に，実際に年金分割制度を利用するためには，当事者のいずれか一方から，年金事務所（共済年金は共済組合等。下記 1 参照）において，年金分割の請求（標準報酬改定請求等）手続を行う必要があります。（家庭裁判所の調停，審判又は判決等に基づき自動的に分割されるわけではありませんのでご注意ください。）。

特に，年金分割の請求には期限が厳格に定められていますので（請求期限。下記 2 参照），この期限を過ぎることがないように注意し，速やかに必要書類（下記 3 参照）を取りそろえた上，必ず請求期限内に年金分割の請求手続を行ってください。

記

1 年金分割の請求先

年金の種類（請求の名称）	請求先（お問い合わせ先）
厚生年金 （標準報酬改定請求）	年金事務所 （「ねんきんダイヤル」TEL 0570-05-1165）
国家公務員共済年金 （標準報酬改定請求）	現在勤務している各省庁の共済組合 退職されている場合は，国家公務員共済組合連合会 （（代表）TEL 03-3265-8141）
地方公務員共済年金 （標準給与改定請求）	現在所属している共済組合 又は 過去に所属していた共済組合
私立学校教職員共済年金 （離婚特例適用請求）	日本私立学校振興・共済事業団 （共済事業本部広報相談センター相談室 （代表）TEL 03-3813-5321）

※ 日本年金機構等が発行した「年金分割のための情報通知書」の裏面「本通知に関するお問い合わせ先」欄に記載された機関が請求先となりますので，お手元に控えをお持ちの場合にはご確認ください。

2 請求期限(この期限を経過すると年金分割の請求ができなくなります。)

年金事務所等における年金分割の請求は、離婚成立日の翌日から起算して2年が経過する前に行う必要があります。

なお、上記期間の経過前に請求すべき按分割合を定める調停又は審判の申立てが家庭裁判所にあった場合には、上記期間の経過後であっても、調停成立日又は審判確定日の翌日から起算して1か月が経過する前であれば、年金分割の請求を行うことができます。この場合、下記3の書類のほかに調停又は審判の申立日を証する書面(申立日証明書)を年金事務所等に提出する必要があります。同証明書の交付については、担当書記官にお尋ねください。

3 必要書類(各年金制度ごとに必要となります。)

○ 調停(和解)が成立した場合

① 調停(和解)調書の謄本又は抄本 1通

② その他年金分割の請求のために必要とされる書類

→上記1の各請求先(年金事務所等)にお問い合わせください。

○ 審判(判決)が確定した場合

① 審判(判決)書の謄本又は抄本 1通

② 審判(判決)の確定証明書 1通

→まだ確定証明書の交付請求をしていない方は、請求方法を担当書記官にお尋ねください。

③ その他年金分割の請求のために必要とされる書類

→上記1の各請求先(年金事務所等)にお問い合わせください。

そのほか、年金分割の請求手続の詳細についてお知りになりたいときは、上記1記載の各請求先(年金事務所等)までお問い合わせください。

また、この説明書の内容についてご不明な点などありましたら、担当書記官までお問い合わせください。